
感染症予防ガイドライン

(新型コロナウイルス感染症)

目次

本ガイドラインについて	2
感染症対策に関する考え方	2
I 各教室運営編	
1 感染症予防策の徹底	3
2 活動上の留意点	3
3 参加の判断	4
4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別	4
5 スタッフの健康管理	5
II 臨時休業編	
1 感染者が出た場合	5
2 濃厚接触者を把握した場合 (同居家族が感染した場合など)	5
3 町内感染者の発生状況を踏まえた措置	6

特定非営利活動法人
総合型S C長与スポーツクラブ

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、特定非営利活動法人総合型S C長与スポーツクラブとして、各教室運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意下さい。

感染症対策に関する考え方

今後、各教室の再開にあたって、以下3つの対策を講じることが重要である。

- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・日頃の連絡体制を確認しておくこと
- ・集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避

①換気の悪い密閉空間

②多くの人密集

③近距離での会話や発声

また、特定の地域におけるクラスターの発生状況や町内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての各教室において休業措置を行う場合がある。

I 各教室運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 利用会員

- ① 各教室は、利用会員に対し、手洗い（参加直後、活動後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う）の励行について指導すること。運動中以外のマスクの常時着用については、全員を対象とする。
- ② 利用会員には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。
- ③ 自宅で確認できなかった利用会員については、各教室において風邪症状の確認をすること。
- ④ 利用会員または保護者（利用会員が未成年の場合）の判断により、しばらくの間、休会することができる。ただし、休会の連絡を受けた後に、休会の手続きを行う。さかのぼっての、手続きは行わない。

(2) スタッフ

- ① スタッフは、利用会員と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。
- ② スタッフは毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安があるスタッフは無理な参加を避けるようにすること、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養するなど、適切な措置を確実に講じること。

(3) 教室環境

- ① 手指衛生を保てる環境であるか確認し、できない環境下では教室は開催しないこと。
- ② 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。換気は、教室のドアや窓を少なくとも休憩時間毎に開放し、換気設備を設置している各教室においては、適切に使用すること。

2 活動上の留意点

活動を行う際は、各教室全体への感染症の拡大を防止するため、50人を超えた活動はできるだけ避けること。

(1) 感染症対策に留意した指導

- ① 活動中、スタッフは飛沫防止のためマスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を着用する。

- ② 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、活動中において、大声でのグループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は控える。
- ③ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などは行わない。

(例)

- ・ 身体接触を伴う活動(複数による準備運動やスポーツなど)は必要以外は行わず、利用会員の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体力トレーニングを行う。なお、体育館で実施する場合は十分な換気を行う。
 - ・ 教室中、前後において、お菓子や飴類のやりとりはしない。
- ④ 活動中、利用会員が体調不良を訴えた場合は、保護者に連絡した上で、帰宅させる。

(2) 休憩時間

- ① 手洗いを徹底し、教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。

(3) 活動

- ① 不特定多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中止する。
- ② 更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、利用会員が密集した状態とならないよう工夫する。
- ③ 基本的な技能や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、飛沫感染のおそれのある活動は行わない。

3 参加の判断

(1) 基礎疾患がある利用会員について

基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い利用会員についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や各教室医に相談の上、個別に参加の判断をする。

(2) 海外や緊急事態宣言地域から帰国・転入した利用会員について

国や地域を問わず、感染拡大の危険性が高いところから帰国・転入した利用会員については、帰国・転入後2週間は教室への参加控えることを要請する。

(3) 感染症の予防上、保護者が利用会員を参加させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が利用会員を参加させなかった場合の会費は、1回につき500円を返金することとする。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族

に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

5 スタッフの健康管理

- (1) 毎朝自宅で検温すること。
- (2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。
- (3) スタッフが感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した各教室運営体制について、検討をしておくこと。
- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底すること。
- (5) 教室時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

II 臨時休業編

1 感染者が出た場合

(1) 利用会員の場合

- ① 当該利用会員について、治癒するまでの間、参加停止とする。
- ② 原則として、各教室全体について3日間を目安に臨時休業を行う。ただし、関係機関と相談の上、当該利用会員の症状の有無、各教室内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。
- ③ 会長は、プライバシーに配慮した上で、利用会員に対して説明文書を配布する。

(2) スタッフの場合

会長は当該スタッフについては、治癒するまでの間、休ませる。なお、以降の対応については、「1（1）利用会員の場合」の②から③までと同様の取扱いとする（スタッフにおいても、感染者と判明した場合、原則として、各教室全体について3日間を目安に臨時休業を行うことに留意すること。）。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 利用会員の場合

- ① 会長は、利用会員の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該利用会員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに各教室に知らせるよう、事前に本人や保護者に依頼しておくこと。
- ② 会長は、保護者や利用会員から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該利用会員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該利用会員に対して参加停止の措置を行うこと。
- ③ 各教室は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の利用会員の健康観察を行う。
- ④ 会長は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、利用会員に対して説明文書を配布する。

(2) スタッフの場合

会長は、スタッフが同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該スタッフが濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該スタッフの居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該スタッフを休ませる。なお、以降の対応については、「2(1)利用会員の場合」③から⑥までと同様の取扱いとする。

3 町内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や町内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての各教室において休業措置を行う場合がある。